

自然公園法における公園の指定及び管理に関する手続きについて

	国立公園	国定公園	都道府県立自然公園
<p>●指定</p> <p>区域を定めて指定し、当該地域における自然景観の保護及び適切な利用のための規制又は事業に関する計画※を策定する。</p> <p>※例 ●●地区に園地事業を計画 ●●地区に宿舎事業を計画</p>	公園の指定及び公園計画の策定・変更		
	<p>環境大臣が関係都道府県及び審議会の意見を聴いて、我が国を代表する傑出した自然の風景地を指定し、保護又は利用のための規制又は事業に関する計画を決定する。</p> <p>☞ 自然公園法第5条第1項 第7条第1項及び8条第1項</p>	<p>環境大臣が国立公園に準ずる優れた自然の風景地について、都道府県からの申出により、審議会の意見を聴いて指定し、保護又は利用のための規制又は事業に関する計画を決定する。</p> <p>☞ 自然公園法第5条第2項 第7条第2項及び8条第2項</p>	<p>都道府県知事が条例の定めるところにより、都道府県の自然を代表するような優れた自然の風景地を指定し、公園計画を決定する。</p> <p>☞ 自然公園法第72条、第73条 及び都道府県条例</p>
<p>●管理</p> <p>公園計画に基づき、公園利用に必要な事業の具体的な位置や規模※（区域、宿泊定員など）を定める。</p> <p>※例 ●●園地事業（5ha、2kmの園路） ●●宿舎事業（3ha、300名/1日）</p>	公園計画の執行（公園事業の決定・変更）		
	<p>環境大臣が、公園計画に基づき審議会の意見を聴いて事業決定を行い、管理運営を行う。</p> <p>☞ 自然公園法第9条第1項</p>	<p>都道府県知事が、公園計画に基づき審議会の意見を聴いて事業決定を行い、管理運営を行う。</p> <p>☞ 自然公園法第9条第2項</p>	<p>都道府県知事が条例の定めるところにより管理を行う。</p> <p>※赤枠内：知事権限の範囲</p>